

2007年度事業報告及び収支決算承認の件

はじめに

1968年5月に制定された消費者保護基本法は、1955年代以降の高度経済成長に伴って様々な「消費者問題」「消費者対策」が社会問題化したことから、事業者を規制することによって消費者を保護するために作られたものですが、近年の規制緩和を背景とする新しい事業や商品の増大、消費者トラブルの深刻化・広範化など消費者を取り巻く社会経済情勢の変化に十分な対応ができなくなったことから、36年ぶりに抜本的改正が行われ、名称も「消費者基本法」となって、2004年6月に生まれ変わりました。

この基本法では、消費者と事業者との間には情報量や交渉力などの構造的な格差が存在することを認め、安全が確保されること、必要な情報が提供されること、消費者教育が受けられること、被害の救済を受けられることなどの消費者の権利が認められました。

この法律の改正を受けて、2006年5月31日に「消費者契約法」が改正され、「消費者団体訴訟制度」が盛り込まれ、2007年6月7日から施行されることになりました。

全国的にも、この法律の施行に向けて受け皿づくりが進められ、大分県においても県生協連・弁護士・司法書士・大分県消費者団体・消費者センター・学識者・大分県生活環境部が中心となって、消費者ネットワークづくりの動きが始まり、2006年9月4日に「受け皿づくり検討会」を立ち上げてから、5回の検討会と2回の設立準備会をもって、2007年8月28日に設立総会を開催し、2007年10月18日付けで大分県企画振興部県民活動支援室に特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の設立について、特定非営利活動促進法の規定に基づき申請し、2008年1月9日に認証されて、設立登記を2008年1月18日に完了して、正式に法人として発足しました。

1. 会員状況 (2008年3月31日現在)

	会員の種類	会員数
個人	正会員	20
団体	正会員	17
	賛助会員	1
	合計	38

2. 事業活動について

1. 相談事務所の設置と活動状況について

消費者被害の相談事務所について、大分県労働者福祉協議会が2007年11月29日に開設した

「ランフサポートセンター」内に2008年2月1日より開設しました。

- (1) 設置場所 大分市中央町4丁目2番5号
全労済会館（ソレイユ）2階
- (2) 名 称 消費者被害110番
- (3) 相談日 毎週 火曜日・木曜日 午前10時～午後3時
- (4) 相談員 特定非営利活動法人「消費者センター大分」の専門相談員
- (5) 相談件数 2007年度の相談件数は、9件で消費者金融・ヤミ金・教材・生活困難等

2. 講演会等の開催について

(1) 設立記念講演会

とき 2007年8月28日（火）全労済会館（ソレイユ）7階
演題 「大分県における消費者被害の実態とその対策」
講師 大分県生活環境部男女共同参画プラザ次長 渡邊 好氏

(2) 消費者被害110番開設記念講演会

とき 2008年2月22日（金）全労済会館（ソレイユ）7階
演題 「大分県消費者問題ネットワークの設立の意義と目指すもの」
講師 弁護士（副理事長）井田雅貴氏
演題 「消費者被害の現状と解決策」
講師 消費者支援機構関西事務局長 西島秀向氏

3. 消費生活相談窓口業務等に関するアンケート調査について

消費者被害が増加する中、県内市町村の消費生活相談業務等の状況について、2008年1月～3月に全市町村の担当窓口アンケートを送付して回答をお願いしましたところ、4月7日に最終回答をいただき、県下18市町村、100%の回答となりました。

その集約については、別紙「調査結果」のとおりであります。

4. 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）の2007年度の消費生活相談の概要は、別紙のとおりであります。

この法人の設立当初の役員は、つぎに掲げる者とする。

理事長	足立勇一
副理事長	井田雅貴
理事	小野ヒサエ
理事	大内真弓
理事	倉橋敬一郎
理事	財津庸子
監事	森脇宏
監事	兒玉清